

総合評価一般競争入札の手引きの一部改正について

平成 30 年 10 月 24 日
都市整備局技術管理室

このことについて、次のとおり改正する。

記

1. 次の評価項目について、入札参加者に対し、より分かり易い表現に改めるもの。
なお、各評価項目において評価基準の変更はおこなっていない。
 - (1) 評価項目ア、イ、ウ、キ、ケ、コ、セ、チ、ツ、テ、トにおける「対象工事が属する大分類」について入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」別記 1 で指定する 4 区分（土木、建築、電気、機械）のいずれかであることの説明を追加する。
 - (2) 評価項目サ（1）における継続教育（CPD）の証明団体のうち(公社)日本建築士会連合会について、実際の証明機関である「都道府県建築士会」を併記する。
 - (3) 評価項目ヌの評価基準の判定方法等について、対象工事に含まれる工種が評価対象となることの説明を追加し、併せて登録基幹技能者の種類一覧を改正する。
2. 簡易型 I 型における学識経験者の選任基準を拡大し、より弾力的な制度運用を図るもの。

以上の改正について、平成 30 年 11 月 1 日以降に公告する工事から適用する。